

令和7年7月

上天草市農業委員会会議録

令和7年7月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年7月10日
午前9時30分開会
上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第 | 7 | 議案第5号 非農地通知交付申請について |
| 日程第 | 8 | 報告第1号 農地形状変更届の受理について |
| 日程第 | 9 | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長	松岡 健二郎	職務代理者	蓮田 治住	3番	水野 武晴	4番	磯田 清俊
5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治	8番	源 義通
9番	森口 邦雄	10番	濱崎 顯爾				

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 睦田 将

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年7月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いたします。

2 会長挨拶

議長(松岡)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(松岡)

本日は7月の総会となりました。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できることを厚く御礼申し上げます。

さて、早くも梅雨明けし、毎日厳しい暑さが続いております。いよいよ農地利用状況調査となります。熱中症対策をしっかりと行い、体調管理には十分注意され業務にあたってください。

本日も慎重なご審議のほど、よろしくお願いたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(松岡)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。3番、水野委員、4番、磯田委員、よろしくお願いたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(松岡)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

本件については、営農計画書が遅れて提出されたため、申請書類一式に添付出来ておりませんでした。そのため、画面上スライドにて営農計画書を表示するといった対応を行わせていただきます。ご了承ください。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△番△、地目は畑、面積969㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約7.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現時点では経営面積はありません。労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から100m程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定のこととあり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、キュウリ、ピーマン等の自家用野菜を栽培予定のこととあり、周辺への営農条件への支障はないと思われまます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

議案第1号、1番について、推進委員の岩崎が説明します。

昨日は暑い中、現地確認お疲れ様でした。今回の譲渡人は譲受人のおじであり、現在佐賀県に住まれております。こちらに帰ってこないため、譲受人に譲り、今のまま耕作してほしいということですので、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は畑、面積233㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5

ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約16.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が5,524㎡です。労働力は2、農機具等は4です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から1分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、キュウリ等の自家用野菜を栽培予定とのことであり、周辺への営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第1号2番につきまして、席番8番の源より説明申し上げます。

本件はですね、今スライドにも出ておりますが、現地のすぐ横が申請者の宅地です。以前からこの土地は、耕作放棄状態でありました。申請者が今回譲り受けて野菜、レモン等を栽培したいということでもあります。特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ありませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島字□□△△△番△外1筆、地目は畑、面積合計756㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約22.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は現時点でありません。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取り

を行いました、取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、柑橘類を栽培予定とのことであり、周辺への営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（米田） 議案第1号3番について、推進委員の米田が説明します。

農地に付随するこの家の持ち主は、将来的に帰ってくるつもりで相続されたんですけど、高齢になり配偶者が帰らないと言うことで、売るか空き家バンクに出していたら、山梨県在住の譲受人から問合せがあって、話がまとまったそうです。譲受人は、移住される予定とのこと。今写真に映ったように自宅のすぐ前が畑になっています。畑は柑橘類を作るようにするというので、別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま、3番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡） 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田） 議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□□△△△番△、地目は畑、面積1,759㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、○○○○○から北の方向、約1.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用施設で、事業資金は、すでに完工しており問題ないと思われま。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10haの農地が集団的に存在する第1種農地と判断さ

れ、かつ農用地区域内にある農地です。ただし、農業の振興に資する農業用施設に該当するため、転用は可能となります。また、それについては農用地利用計画の主管課である農林課の承認も得ており、農業用施設申出書の写しを申請書に添付しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上天草市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は側溝へ自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、すでに造成を完成しているとのことです。完成後の被害防除についても周辺地への悪影響はないとのことです。万が一争議が発生した場合は被害者の利益保護を第一に考え、誠意ある対応を行うとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

議案第2号の1番について、4番、磯田が説明いたします。

事務局からの説明のとおりですが、これは元々は申請者の倉庫が□□地区にあったんですけども、道路建設のための立ち退きで、早く取り壊してくださいということだったそうです。農作業もしなくてはならない中、新しい倉庫を早く建てなければならず、申請が遅れて始末書を書くということになってしまい申し訳ありませんということでした。何ら問題はないかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（松岡）

ありがとうございました。1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□△△△△番△、地目は田、面積125㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、○○○○○から東の方向、約4.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用通路で、事業資金は土地造成費等合計約△△万円を自己資金が上回っているため問題ないと思われまます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。また、本件農地は農用地区域内にある農地ですが、農業の振興に資する施設への転用となるため、転用は可能となります。また、それについては農用地利用計画の主管課である農林課の承認もおりており、農業用施設申出書の写しを申請書に添付しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、雨水は水路に自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、周辺地への影響はないとのことです。被害が生じた際は申請人が責任をもって対応するとのことです。また、完成後の被害防除についても周辺地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

7番（岩本） 議案第2号の2番につきまして、7番の岩本が説明いたします。

画面の上に家が見えていますが、その横の申請人の農地に行くための通路がない状況です。これまで他人の通路を通らせてもらっていたのですが、狭かったそうです。それなら別に道路を造るということで、自分の田んぼを埋め立てて道路を造ろうと思い、今回の申請となっております。隣の同意書も入れてありますので何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡） 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（陸田） 議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町町登立字□□△△△△番△、地目は畑、面積115㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、○○○○○から北東の方向、約1.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金

計画では土地購入費△万円を自己資金額が上回っており、問題ないと思われま
す。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2
種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地
区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水に
ついては、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は道路側溝に自然排水するとの
ことです。造成中の被害防除については、造成は行わないとのことです。また、
万が一争議が生じた場合は申請人が誠意をもって対応するとのことです。説明は
以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

3番（水野）

議案第3号1番について、3番の水野が説明いたします。

申請人は熊本市内の方で建築業、不動産業を営まれております。この周辺一帯
を購入したところ農地がポツンとあったため、今回の申請になったそうです。き
れいに整備をして、周りの人の駐車場に、貸したりしたいと思っておられ、ゆく
ゆくは、分譲住宅の土地にしたいということでした。地区の区長さんの同意書も
取れております。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さ
んからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定
します。

続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□□△
△△△番△、地目は田、面積94㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は1
4～15ページのとおりで、○○○○○から北の方向、約1.3kmの辺りに位置し
ております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用施設で、事業
資金は、すでに完工しており、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による
所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10haの農地が集团的に存在する第1種農地と判断さ

れ、かつ農用地区域内にある農地です。ただし、農業の振興に資する農業用施設に該当するため、転用は可能となります。また、それについては農用地利用計画の主管課である農林課の承認もおりており、農業用施設申出書の写しを申請書に添付しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上天草市の上水道を利用することと、排水については、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は側溝へ自然排水することとです。造成中の被害防除については、すでに造成を完了していることとです。また、完成後の被害防除についても周辺地への悪影響はないこととですが、万が一争議が発生した場合は被害者の利益保護を第一に考え、誠意ある対応を行うこととです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

議案第3号2番について、4番の磯田が説明いたします。

先ほど議案2号の1番の土地とすぐ隣合わせになっており、図面のとおりに三角に残っている土地が今回の申請地になります。荒れた土地で作付けもされていない遊休農地でしたので、持ち主の方に相談に行ったら快く返事を頂くことができ、今回の売買になったそうです。画面では車が停まっているあたりになりますけれども、有効に利用することができるかと思います。よろしくご審議お願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページです。

本件については、始末書が遅れて提出されたため、申請書類一式に添付することが出来ておりませんでした。そのため、画面上スライドにて始末書を表示するといった対応を行わせていただきます。ご了承ください。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中宇□□□△△△番△、地目は田、面積348㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、○○○○○から南東の方向、約0.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資

金は発生しないため問題ないと思われます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は道路側溝に自然排水することです。造成中の被害防除については、造成は行わないとのこと。また、万が一争議が生じた場合は申請人が誠意をもって対応することです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（益田）

議案第3号3番について、推進委員の益田が説明します。

貸人、借人は同地区の方で、上にある公民館の駐車場がないということで大変不便だったそうです。今般、急傾斜工事で発生した泥で埋め立てであったため、始末書を出して申請してくださいとお願いしたところでした。使用貸借権の設定をして使われるそうです。よろしくお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局より説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第3号、番号4番です。議案は7ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番、地目は畑、面積659㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約0.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金計画では、土地購入費約△△△万円を自己資金額が上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地

区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は砂利敷の自然浸透により排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成は行わないとのことです。また、完成後の被害防除方策としても、周辺地への影響は全くないとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第3号4番につきまして、5番の岩崎が説明いたします。

事業の目的、必要性についてでございますが、申請人は養殖、居酒屋を営まれておられて、駐車場がなく申請地を駐車場として借りて今日に至っています。今まで土地の相続登記が済んでおりませんでしたので、農地転用申請ができなかったとのことです。今回、所有者から相続登記が完了したとの連絡を受け話し合いの結果、売買が成立し今回の申請になったとのことです。現に駐車場として利用されており、始末書も提出されております。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局より説明をお願いします

事務局（陸田）

議案第3号、番号5番です。議案は7ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△、地目は田、面積61㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約8.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金計画では、金銭のやり取りは生じないため問題ないと思われまます。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は庭部分の土中に浸透すること

で排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成は行わないとのことです。また、完成後の被害防除についても、隣接地に迷惑をかけないように最善の注意を払って管理するとのことです。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源） 議案第3号5番につきまして、8番の源より説明申し上げます。

本件はですね、申請人の父親が申請地のすぐ横に家を建てた時から車庫として利用していましたが、譲渡人からの贈与による土地の所有権移転に際して、農地であることが判明して、今回の申請に至ったそうです。始末書も出していただいております。追認でございますがよろしく申し上げます。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6番について事務局より説明をお願いします

事務局（陸田） 議案第3号、番号6番です。議案は7ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番△、地目は田、面積152㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約9.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は倉庫で、資金計画では、土地購入費等合計約△△△万円を自己資金額が上回っており、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については、生活雑排水及び汚水は発生せず、雨水は側溝に自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、擁壁を検討中とのことであり、完成後については、周辺地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明ですが、私が説明申し上げます。

長年耕作放棄地でありまして、周りは住宅地ということで何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いします。

ただいま6番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡) ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 (松岡) 議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)について。事務局より説明をお願いします。

事務局 (睦田) 議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)について、議案は9～12ページです。

今回の促進計画は、新規の貸借14件です。本計画における貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長 (松岡) ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたがけれども、本案について、皆さん方からのご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡) ご異議ございませんので、議案第4号につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長 (松岡) 続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。1番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田) 議案第5号、番号1番です。議案は14ページです。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△

△△番外1筆、地目は畑、面積合計1,888㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は24～25ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北東の方向、直線距離で約1.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡） 議案第5号の1番につきまして、推進委員の松岡が説明いたします。
水野委員と一緒に現地を見ましたけれども、山林化しております。何ら問題ないと思われます。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第5号、番号2番です。議案は同じく14ページです。
申請人は愛知県岡崎市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△番△、地目は畑、面積262㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は26～27ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約1.8kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮） 議案第5号の2番について、推進委員の二宮が説明します。
昨日、磯田委員と現地確認を行いました。当該農地は農免道の入口付近の保育園の裏手になりまして、事務局から説明があったとおり、雑木、ツル等がいっぱいで非農地化はやむを得ないかと思われます。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、3番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第5号、番号3番です。議案は14ページです。
申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△番、地目は畑、面積1,773㎡です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は28～29ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北西の方向、直線距離で約3.3kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木

が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（山口） 議案5号の3番について、推進委員の山口が説明します。

昨日、磯田委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり、荒廃しており農地としての利用は難しいと思われます。申請どおりで承認をお願いいたします。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、4番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第5号、番号4番です。議案は14ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△、地目は畑、面積605㎡です。申請場所は図面1ページ⑮、詳細は30～31ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約1.2kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮） 議案5号の4番について、推進委員の二宮が説明します。

こちら昨日、磯田委員と一緒に現地確認を行っています。当該農地はですね、市道から10mくらい高いところにありまして、通路は人が1人通るか通らないかの狭い道で、枝が出ていたりして現場まで行けませんでした。下から見るかぎり雑木で覆われていましたので、非農地化はやむを得ないかと思われます。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、5番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第5号、番号5番です。議案は15ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番、地目は田、面積1,027㎡です。申請場所は図面1ページ⑯、詳細は32～33ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約12.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木

が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

9番（森口） 議案5号の5番について、9番の森口が説明いたします。

ここはですね、ずっと登って行くと、天草の老岳に行くところの途中で、山の中に田んぼがあるような状態ですが、周囲は山林化しており今は水も引けない状況です。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、6番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第5号、番号6番です。議案は同じく15ページです。

申請人は滋賀県守山市の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□△△△番△外1筆、地目は畑、面積合計936㎡です。申請場所は図面1ページ⑰、詳細は34～35ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約22.0kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりであり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。

次に申請地は農振農用地ではありますが、農林課より「農地が農用地区域の縁辺部に位置しており、農地としての耕作実態がなく、復旧が難しい荒廃地であることから、農用地の集団化、農用地の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないものと判断し、上天草市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはない」との助言を得ています。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎） 議案5号の6番について、10番の濱崎が説明いたします。

画面のとおり、周辺一帯雑木が茂っている状態で、現地も確認できないような状況ですので、航空写真で農地に回復することは難しいんじゃないかと判断しました。以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。ただいま非農地につきまして、説明がございましたが、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

7番（岩本） 今回の件についてではないのですが、非農地全体についてですね、地区を眺めて

みても、高齢になり後継者もおらず申請が出来ない人もいます。将来的にこういう土地をどうにかしないと畑としてそのまま残って、何か先止まりするような感じで、市とも相談して予算をいくらか貰ってどうにかできないものかと思っていました。その辺を今決めなくても将来的にどうするか方向性を出せば良いなどと思っていました。以上です。

議長（松岡） 高齢者になるからですね。

7番（岩本） 若者がいるところは出来ますが。天草市の法務局までも行けませんし。

議長（松岡） 事務局、どうでしょうか。

事務局（小松野） この後、その他の中で非農地申請についての説明があります。法務局からも先日お話にくられて説明を受けたところですので、その他でご説明します。

議長（松岡） 他にございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、議案第5号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第1号 農地形状変更の受理について

議長（松岡） 報告第1号、農地形状変更届の受理について。事務局より説明をお願いします。

事務局（陸田） 報告第1号、番号1番について説明いたします。議案は16ページです。

届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□△△△△番△、地目は田、面積402㎡です。申請場所は図面1ページ⑱、○○○○○から南の方向、直線距離で約14.0kmの辺りに位置しています。届出事由は、農地の嵩上げのためとのこと。説明は以上です。

議長（松岡） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

9番（森口） 報告第1号、1番について、9番、森口が説明をいたします。

今事務局から説明がありましたとおり、地目は田ですが、水自体を迫から取っている関係で水がきません。ということで嵩上げをしてミカンや柿等の果樹を作

りたいということで申請をされました。1 mくらい上げて果樹を植える計画とのことです。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（松岡）

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。事務局より説明をお願いします。

事務局（陸田）

報告第2号です。議案は17～22ページです。

こちらは利用権設定されていた農地について解約が確認されたものです。今回の報告は25件、個別の詳細は議案のとおりです。契約期間満了によるものと、非農地となっていたために耕作実態調査を行った結果の合意解約した案件をまとめてあります。以降も調査についてはご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議をすべて終了しました。慎重審議、誠にありがとうございました。最後に事務局からの説明がありますので、よろしくをお願いします。

（録音終了）

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時27分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年7月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>水野武晴</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>磯田清俊</u>